【認定申請中】当該実施計画の内容は、予定であり、変更することがあります。

令和６年度愛媛県教育委員会免許法認定講習実施要項

１　目 的

本講習は、教育職員免許法の規定に基づき、特別支援学校教諭一・二種免許状取得のための機会を提供し、必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

２　主 催　　愛媛県教育委員会

３　会　場　　愛媛県身体障がい者福祉センター 松山市道後町２丁目12番11号 TEL（089）924-2101

３　会　場　　愛媛県総合社会福祉会館 松山市持田町３丁目 ８番15号　TEL（089）921-5070

４ 開設科目等

（指導大学：愛媛大学）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許状の種　　類 | 免許法施行規則に規定する科目区分等 | 左記に対応する開設科目名(授業科目名) | 授与単位 | 講　師　名 | 講習期間 | 定員 | 会場 |
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | 中心となる領域 |
| 含む領域 |
| 特別支援学校教諭一・二種(聴覚障害者) | (第２欄)特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児､児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 聴覚障がい者の教育課程と指導法 | １ | 愛媛大学教育学部加藤 哲則 教授 | ８月１日８月２日 | 100人 | 愛媛県総合社会福祉会館研修室 |
| 聴覚障害者に関する教育の領域 |
|  |
| 特別支援学校教諭一・二種(知的障害者) | (第２欄)特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児､児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目心身に障害のある幼児､児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 知的障がい者教育総論 | １ | 愛媛大学教育学部𠮷松 靖文 教授苅田　知則 教授 | ８月６日８月７日 | 100人 | 愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室 |
| 知的障がい者に関する教育の領域 |
|  |
| 特別支援学校教諭一・二種（肢体不自由者） | (第２欄)特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児､児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目心身に障害のある幼児､児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 肢体不自由者教育総論 | １ | 愛媛大学教育学部中野 広輔 教授樫木 暢子 教授 | ８月27日８月28日 | 100人 | 愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室 |
| 肢体不自由者に関する教育の領域 |
|  |
| 特別支援学校教諭一・二種（視覚障害者）（聴覚障害者）(知的障害者)（肢体不自由者）（病弱者） | (第３欄)免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児､児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目心身に障害のある幼児､児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | 重複・発達障がい等教育総論 | １ | 愛媛大学教育学部冨田 享子 准教授𠮷松 靖文 教授 | ７月23日７月24日 | 100人 | 愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室 |
| 重複・発達領域 |
| 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者 |

（指導大学：広島大学）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許状の種　　類 | 免許法施行規則に規定する科目区分等 | 左記に対応する開設科目名(授業科目名) | 授与単位 | 講　師　名 | 講習期間 | 定員 | 会場 |
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | 中心となる領域 |
| 含む領域 |
| 特別支援学校教諭 一・二種（視覚障害者） | (第２欄)特別支援教育領域に関する科目 | 心身に障害のある幼児､児童又は生徒の心理・生理・病理に関する科目 | 視覚障がい者の心理・生理・病理 | １ | 広島大学学術院大学院人間社会科学研究科氏間 和仁 教授 | ８月25日８月26日 | 100人 | 愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室 |
| 視覚障害者に関する教育の領域 |
|  |

５　講習時間等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設科目 | 時間日程 | 第１時限 | 第２時限 | 昼食 | 第３時限 | 第４時限 | （２日目）16:10～17:00（50分） |
| 9:00～10:30 | 10:45～12:15 | 13:15～14:45 | 15:00～16:30 |
| （1日目　90分） |
| （90分） | （90分） | （90分） | 15:00～15:45 |
| （2日目　45分） |
| 重度・発達障がい教育総論 | ７月23日（火） | 講　義冨田享子 准教授 | 講　義冨田享子 准教授 |  | 講　義冨田享子 准教授 | 講　義冨田享子 准教授 |  |
| ７月24日（水） | 講　義𠮷松靖文 教授 | 講　義𠮷松靖文 教授 |  | 講　義𠮷松靖文 教授 | 講　義𠮷松靖文 教授 | 試　験 |
| 聴覚障がい者の教育課程と指導法 | ８月１日（木） | 講　義加藤哲則 教授 | 講　義加藤哲則 教授 |  | 講　義加藤哲則 教授 | 講　義加藤哲則 教授 |  |
| ８月２日（金） | 講　義加藤哲則 講師 | 講　義加藤哲則 講師 |  | 講　義加藤哲則 講師 | 講　義加藤哲則 講師 | 試　験 |
| 知的障がい者教育総論 | ８月６日（火） | 講　義𠮷松靖文　講師 | 講　義𠮷松靖文　講師 |  | 講　義𠮷松靖文　講師 | 講　義𠮷松靖文　講師 |  |
| ８月７日（水） | 講　義苅田知則　講師 | 講　義苅田知則　講師 |  | 講　義苅田知則　講師 | 講　義苅田知則　講師 | 試　験 |
| 視覚障がい者の心理・生理・病理 | ８月25日（日） | 講　義氏間和仁 教授 | 講　義氏間和仁 教授 |  | 講　義氏間和仁 教授 | 講　義氏間和仁 教授 |  |
| ８月26日（月） | 講　義氏間和仁 教授 | 講　義氏間和仁 教授 |  | 講　義氏間和仁 教授 | 講　義氏間和仁 教授 | 試　験 |
| 肢体不自由者教育総論 | ８月27日（火） | 講　義中野広輔 教授 | 講　義中野広輔 教授 |  | 講　義中野広輔 教授 | 講　義中野広輔 教授 |  |
| ８月28日（水） | 講　義樫木暢子 教授 | 講　義樫木暢子 教授 |  | 講　義樫木暢子 教授 | 講　義樫木暢子 教授 | 試　験 |

６　受講対象者

(1) 特別支援学校教員のうち、特別支援学校教諭二種免許状又は基礎免許状で授業を行っている者

(2) 特別支援学校教諭の免許状を有している現職教員のうち、領域追加を希望する者

(3) 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の現職教員で、特別支援学校教諭の免許状取得を希望する者

７　単位の認定方法

各科目とも、当該単位の課程として定められた授業時数の５分の４以上を出席し、試験による成績審査に合格した者に単位を授与する。

（理由のいかんに関わらず、授業時数の５分の４以上の出席がない者は不合格とする。）

８　受講申請方法等

(1) 申請方法

　　**＜愛媛スクールネット又は各市町教委が独自に構築している校務支援システムに加入している学校＞**

　　受講申込書（別紙様式１）を所属校の学校代表メールアドレス又は管理職の個人メールアドレスから、各申込先へ電子データで提出すること。誤変換対策のため、電子データはExcel及びPDFで提出すること。また、件名は「【学校名】R5免許法認定講習受講申請」とすること。

**なお、郵送及び受講希望者の個人メールアドレス（所属校において配布された個人アドレス含む）から提出されたものは受け付けないので留意すること。**

　　**＜愛媛スクールネット又は各市町教委が独自に構築している校務支援システムに加入していない学校＞**

　　受講申込書（別紙様式１）に**公印を押印**のうえ、封筒の表に「認定講習申込み」と朱書し、申込先へ**郵送**すること。

(2) 申込先及び申込期限

|  |  |
| --- | --- |
|  | ★　**県内の公立小・中学校教員**各所管教育事務所の教職員課（申込期限　令和６年６月17日(月)17時）* **その他の教員**

〒790-8570（所在地記載不要）愛媛県教育委員会事務局指導部特別支援教育課（香川指導主事扱い）アドレス：tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp（申込期限　令和６年６月24日(月)17時 ） |

(3) 受講申込書提出後（または受講許可通知書を受領した後）に受講できなくなった場合は、速やかに辞退届（別紙様式２）を各申込先に提出（提出方法は、申請方法に準ずる）すること。

なお、辞退届を提出しなかった者は、次年度からは受講できないので注意すること。

９　その他

(1) 受講申込書記載の際は、別添記入要領をよく読んで記載すること。

(2) 単位の修得方法等については、教育職員免許状取得の手引き[本文]（P.73～P.82）をよく確認すること。

http://ehime-c.esnet.ed.jp/gimu/src/04menkyo/02shutoku/menkyo/jyuyo-tebiki/02honbun.pdf

(3) **会場の収容人員等の都合により、受講許可しないことがある。**

(4) 受講の許可通知書は、受講申込書に記載してあるメールアドレス宛に、７月上旬に送付する予定である。

(5) 受講の際は、**受講許可通知書及び印鑑を必ず持参**すること。

(6) **日程により会場が異なることがあるので注意すること。**

(7) **公共の交通機関等を利用し、自家用車を会場に駐車しないこと。**

(8) 宿舎、昼食は、各自で手配すること。

(9) 服務上の取扱いについての問合せ先は次のとおり。

ア　愛媛県の県立学校の教員については、県教育委員会特別支援教育課。

イ　愛媛県の市町立学校の教員については、各市町教育委員会。

ウ　上記以外の学校の教員については、服務監督者に確認すること。

(10) 講習期間中、やむを得ず講義の一部または残りの講座全部を辞退することとなる場合は、必ず事前に

　　　担当者へ連絡するとともに、速やかに辞退届を提出すること。

　　　　なお、無許可で講義の放棄等があった場合は、所属学校長へその旨報告するとともに、次年度からは

　　受講できないので注意すること。

(11) 各科目の事前課題、持参物等については、別添**「各科目の事前課題等」**に示しているので参考にする

　　　こと。なお、事前課題等に**変更がある場合は、受講許可通知とあわせて連絡する。**

(12) **気象状況等の影響により、講習の中止をはじめ、実施方法や会場等の変更の可能性がある。**

(13) 問い合わせ先

ア　認定講習に係るもの

愛媛県教育委員会事務局指導部　特別支援教育課　　TEL（089）912-2965

イ　免許状取得に係るもの

愛媛県教育委員会事務局指導部　義務教育課　　TEL（089）912-2941

**※　各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。**